第二条中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令（」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十八号。」に改める。

別記様式第二号から別記様式第四号までの規定中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改める。

別記様式第五号中「

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第15条第1項 第15条第2項 第15条第3項

」を「

武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第15条第1項 第15条第2項 第15条第3項

」に、「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令」に改める。

（外国軍用品審判規則の一部改正）

第四条　外国軍用品審判規則（平成十六年内閣府令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号。」に改める。

別記様式（第1葉）及び同様式（第2葉）中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改める。

（武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則の一部改正）

第五条　武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則

第一条中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号。」に改める。

別記様式第一号から別記様式第四号まで、別記様式第六号から別記様式第十号まで、別記様式第十一号（表）、別記様式第十二号（表）、別記様式第十三号及び別記様式第十四号中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改める。

（捕虜収容所処遇規則の一部改正）

第六条　捕虜収容所処遇規則（平成十七年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号。」に改める。

第二十一条中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、「同じ。）」の下に「又は存立危機事態（同条第四号に規定する存立危機事態をいう。以下同じ。）」を加える。

第三十四条、第四十七条及び第五十一条中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を加える。

（捕虜資格認定審査規則の一部改正）

第七条　捕虜資格認定審査規則（平成十七年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号。」に改める。

別記様式（表）中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改める。

（捕虜等懲戒規則の一部改正）

第八条　捕虜等懲戒規則（平成十七年内閣府令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号。」に改める。

（防衛省職員の留学費用の償還に関する省令の一部改正）

第九条　防衛省職員の留学費用の償還に関する省令（平成十八年内閣府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「適用については」の下に「、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七条第一項の規定により派遣された自衛官（次条第一号において「国際連合派遣自衛官」という。）の国際連合の業務」を加える。

第七条第一号中「派遣職員又は交流派遣職員が」を「国際連合派遣自衛官、派遣職員又は交流派遣職員が、国際連合派遣自衛官の国際連合の業務」に改める。

（地方防衛局組織規則の一部改正）

第十条　地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十五号中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に、「米軍行動関連措置法」を「米軍等行動関連措置法」に改める。

第二十二条第一項第四号中「米軍行動関連措置法」を「米軍等行動関連措置法」に改める。

（平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の施行に伴う自衛隊法施行規則等の特例に関する省令の一部改正）

第十一条　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の施行に伴う自衛隊法施行規則等の特例に関する省令（平成二十七年防衛省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の項を次のように改める。

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）	第一条第一項	六　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号。以下「派遣職員処遇法」という。）第二条第一項の規定により派遣された者（以下「派遣職員」という。）であつて、派遣先の機関の業務の遂行に当たり、特に推賞に値する功績があつたもの
		六　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号。以下「派遣職員処遇法」という。）第二条第一項の規定により派遣された者（以下「派遣職員」という。）であつて、派遣先の機関の業務の遂行に当たり、特に推賞に値する功績があつたもの